

地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、被災地域コミュニティ支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「要綱」という。）第14の規定に基づき、地域コミュニティ再生支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 要綱第3第1項に定める補助対象者は、町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる自治会、町内会等の地縁団体を対象とする。ただし、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、老人クラブ、女性会、子ども会等の構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁団体とはしない。（地方自治法第260条の2第1項）

(補助対象事業等)

第3 要綱第4第1項に規定する補助対象事業は、原則として、災害公営住宅等で開催されるコミュニティ形成のためのソフト事業とし、別表1のとおりとする。

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものに限る。

- (1) 補助対象者が主催又は共催する事業であること
- (2) 共催により実施する場合、自治会・町内会との共催であること
- (3) 事業実施に当たり、住民に広く周知したことが確認できること

3 補助事業対象期間は、交付決定日から当該日の属する年度の1月31日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

4 補助金の交付は、当該補助金に係る各年度の予算が成立することを条件とする。

(補助対象外事業)

第4 補助対象としない事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動などに類する事業
- (3) その他、補助対象とすることが適当でないと認められるもの

(補助対象経費)

第5 要綱第5第2項に規定する補助対象事業の取組ごとの補助対象経費は、別表2のとおりとする。

2 補助対象経費に係る留意事項は、別表3のとおりとする。

なお、本事業は施設、設備及び備品等（以下「備品等」という。）の整備や購入を目的とするものではなく、ソフト面の施策を重視することから、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、備品等の整備又は購入を認める。

- (1) 用途が本事業の趣旨に合致し、実施に必要不可欠であること
- (2) リース・レンタル等による調達が不可であること
- (3) 事業終了後の取扱いが明らか、かつ、確実であること

（補助対象外経費）

第6 補助対象としない経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民自治組織等の構成員に対する交際費
- (2) 他の団体への負担金及び補助金など、住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に係る経費
- (3) 用地取得又は補償に要する経費
- (4) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費
- (5) 事務所や集会施設等の維持管理経費
- (6) 事業を伴わない物品・備品のみ購入に要する経費
- (7) その他、補助することが適当でない判断される経費

（事業の採択手続）

第7 知事は、要綱第6に規定する交付申請書（様式第1号）等の提出があったときは、採択の適否を審査し、適当であると認めたものについて、事業採択通知書を申請者に通知するものとする。

なお、不採択の決定を行った場合も申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第8 知事は、要綱第11第2項に規定する概算払いは、交付決定額の5割を上限に交付できるものとする。

（アドバイザーの派遣）

第9 補助対象者は、補助対象事業又は独自の取組において、団体の自立運営等に向けて専門家等の助言を求める場合、アドバイザーの派遣を申請することができる。

2 アドバイザー派遣に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要領の適用の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要領の適用の日前においても行うことができる。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要領の適用の日前においても行うことができる。

別表 1

補助対象事業	補助対象となる取組及び補助対象要件
1 コミュニティ形成事業	(1) サロン活動 料理教室、手芸教室、工作教室及び健康体操を補助対象とする。
	(2) 一斉清掃及び住民交流会 一斉清掃実施後に住民交流会を開催するものに限り補助対象とする。
	(3) 祭り 自治会・町内会を構成する住民が参加することを目的に開催する祭り等を補助対象とする。
2 震災経験伝承事業	(1) 自主防災訓練 避難訓練、消火訓練及び炊き出し訓練を補助対象とする。
	(2) 防災研修会 震災伝承施設の訪問及び防災講座の受講を補助対象とする。
	(3) 防災マップ等の作成 防災マップ等作成に向けたワークショップ及びまち歩きによる危険箇所確認を補助対象とする。

別表 2

補助対象となる取組	補助対象経費
サロン活動	旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、食糧費（茶菓代及び食材費）、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費
一斉清掃及び住民交流会	消耗品費、印刷製本費、食糧費（茶菓代）、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
祭り	消耗品費、印刷製本費、食糧費（食材費）、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
防災訓練	消耗品費、印刷製本費、食糧費（食材費）、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費
防災研修会	報償費、旅費交通費、消耗品費、入場料、印刷製本費、保険料、使用料及び賃借料
防災マップ等作成	消耗品費、印刷製本費、保険料、使用料及び賃借料

別表 3

補助対象経費	留意事項
報償費	語り部プログラムに係る受講料を補助対象として認める。（商品化されているものに限る。）
消耗品費	<p>(1) 第5第2項に定める備品等に相当するものについては、1団体当たり3万円を補助上限とする。</p> <p>(2) 燃料費は、事業実施当日に要したものを補助対象として認める。</p> <p>(3) 入場料等は、震災伝承施設への入場・入館料を補助対象として認めることとし、事業実施日ごとに参加者1人当たり1千円を補助上限とする。</p> <p>(4) 集会所と一体と見なされる設備等（エアコンやストーブ等）及び景品・記念品は、補助対象外とする。</p>
食糧費	<p>(1) 茶菓代は、お茶代（清涼飲料を含む。）、茶菓子代（果物、漬物を含む。）を補助対象とする。</p> <p>(2) 食材費は、参加者による調理を行う場合に限り補助対象とし、調理の外注又は既製品（おにぎり・弁当等）の購入は補助対象外とする。</p> <p>(3) 事業実施日ごとに参加者1人当たり500円を補助上限とする。</p> <p>(4) アルコール類は補助対象外とする。</p>
委託料	団体及び住民では実施が困難な業務に係る外注費は、1団体当たり3万円を補助上限とする。
備品購入費	<p>(1) 第5第2項の要件を満たす場合に限り補助対象として認めることとし、1団体当たり5万円を補助上限とする。</p> <p>(2) 集会所と一体と見なされる設備等（エアコンやストーブ等）は、補助対象外とする。</p>
上記以外の経費	上記以外の経費については審査会にて決定することとする。